

## 鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 Q&A ver.2

令和7年9月1日

※この Q&A では、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等を「新任ヘルパー等」、経験年数の長いホームヘルパーを「ベテランヘルパー」と記載します。

問1 交付申請は事業所単位で行うのか。

答1

交付申請や実績報告は法人単位で行ってください。法人で複数の訪問介護等事業所を申請される場合は各事業所分を取りまとめていただくようお願いします。

問2 新任ヘルパー等とは具体的に誰を指すのか。

答2

基本的に交付申請時点においてヘルパーとして従事した期間が通算で1年未満の方を想定しています。ただし、休職等により長期間のブランクがある方は、個別具体的な事情を考慮し、従事した期間が1年以上であっても補助対象とすることがあります。その場合は事業計画書（様式第1-2号）にこれまでの職歴等を御記載ください。

問3 1事業所あたり、申請できる新任ヘルパー等の人数上限はあるか。

答3

新任ヘルパー等について、1事業所あたりの人数上限はありませんが、1人あたりの回数上限（30回）はあります。

問4 対象となる新任ヘルパー等について、何か要件等はあるか。

答4

新任ヘルパー等とは「答2」に該当する方を指しており、この他に要件等はありません。（「答2」に該当する方であれば、補助の対象になります。）

問5 介護職員として長年従事していても、ヘルパーとしての経験がない、又は通算1年未満であれば新任ヘルパー等として本補助金の対象になるということですか。

答5

貴見のとおりです。

問6 同行させるベテランヘルパーについて、何か資格等は必要か。

答6

ベテランヘルパーについて、県として求める資格等はありませんので、各事業所において1年以上の経験を有するヘルパーの中から指導者にふさわしい方を選定ください。

問7 同行させる回数や期間について、何か決まりはあるか。

答7

同行回数や期間については（新任ヘルパー等1人あたり30回が上限ということ以外）特に決まりはありませんので、新任ヘルパー等の個々の状況により、事業所において適切に御判断ください。

問8 上限30回の新任ヘルパー等への同行に対して、1回ごとにベテランヘルパーを交えることは可能か。

答8

可能です。

問9 交付決定前に既に新任ヘルパー等への同行支援を実施している場合は補助の対象となるか。

答9

県からの交付決定を受けてから新任ヘルパー等への同行支援を実施することが原則ですが、令和7年4月1日以降に実施している分については、交付決定前であっても補助対象となります。

問10 交付決定前に同行支援を実施しているが、交付申請時点でヘルパーとして勤務した年数が通算1年を超える新任ヘルパー等は補助の対象となるか。

答10

交付決定前に同行支援を実施している場合においては、令和7年4月1日時点で1年未満であれば対象となります。

問11 同行時間の中に移動の時間は含めるか。

答11

移動の時間は含めません。

問12 上限の30回まで同行支援を予定しているが、実績報告期限までに完了しない場合どうなるか。

答12

実績報告期限までに完了した分のみ補助対象となりますので、回数途中でであってもその時点のものを報告してください。

問13 廃止が決まっている事業所も対象になるか。また休止中の事業所についてはどうか。

答13

交付申請時点において廃止が決まっている事業所や休止中の事業所については対象になりません。

問 14 本補助金事業は来年度以降も実施されるのか。

答 14

来年度以降の事業実施については現時点で未定です。

問 15 「新任ヘルパー等」の定義として、「ヘルパーとして従事した期間が通算で1年未満の方」とあるが、この「従事した期間」とは、今回補助対象となっている3サービス（①訪問介護、②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、③夜間対応型訪問介護）での従事期間のみを指すと解釈してよろしいか。例えば、過去に小規模多機能型居宅介護事業所で1年以上ヘルパーとして従事した経験がある職員は、現在の事業所での従事期間が1年未満であれば、「新任ヘルパー等」として補助対象となるか。

答 15

サービス種別を問わず、過去に通算1年以上、ヘルパーとしての従事経験がある方は現在の事業所での従事期間が1年未満であっても、長期間のブランクがある場合を除き、補助の対象にはなりません。

問 16 4月以降、新任ヘルパー等への同行支援を実施したが当該ヘルパーが現在退職している場合は補助の対象になるか。

答 16

過去同行支援を実施していても、既に同行支援を受けたヘルパーが退職している場合は対象にはなりません。

問 17 これまで生活援助の従事経験しかないヘルパーが、今回初めて身体介護や通院乗降介助の業務に従事する場合、そのヘルパーは補助の対象になるか。

答 17

身体介護や通院乗降介助の業務経験が通算1年に満たないのであれば、補助の対象となります。ただし、その場合でも生活援助に係る同行支援は対象とはなりませんので御注意ください。

問 18 令和7年5月末日で経験年数が1年を経過したヘルパーに同行支援を実施したが、当該ヘルパーを新任ヘルパー等として申請することは可能か。また、可能である場合、対象期間はいつまでになるか。

答 18

交付決定前に同行支援を実施している場合において、令和7年4月1日時点でヘルパーとしての経験年数が1年未満であれば、令和7年4月1日以降に実施した同行支援は実績報告までの期間、補助の対象となります。